



2026 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 辻・本郷 IT コンサルティング株式会社
代表者名 代表取締役 黒仁田 健
(コード:476A、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 CFO 安東 容杜
(TEL 03-5323-3797)

better 相続事業及び better 相続 for 会計事務所事業の事業譲渡並びに特別利益の計上に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 28 日開催の取締役会において、以下のとおり、2026 年 9 月 30 日を以って、株式会社 M I L I Z E に対して、better 相続事業及び better 相続 for 会計事務所事業を譲渡することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 事業譲渡の理由

当社グループは、「無数の選択肢から、より良い決断に導く」という Mission の下、コンサルティング、テクノロジー及びオペレーションの 3 つのドメインにおいて、DX に関するプラットフォーム事業を展開しております。当社は、企業向けのバックオフィス DX 支援を中核領域と位置づけ、経営資源の選択と集中を進めております。

このような状況の下、当社が個人及び会計事務所向けに提供する相続手続支援サービス「better 相続」に係る事業（以下「本事業」といいます。）につきましては、当社の中核領域とは顧客層及び事業特性が異なる一方、相続分野における一層の成長のためには、専門的な販売基盤やマーケティングリソースを有するパートナーのもとで機動的に事業を展開することが有効であると判断いたしました。

以上を踏まえ、本事業を株式会社 M I L I Z E のもとで発展させることが、利用者への提供価値及び本事業の将来価値の最大化に資するとともに、当社が中核事業へ経営資源を集中させることを通じて中長期的な企業価値の向上に資するものと判断し、本事業譲渡を決定いたしました。

2. 事業譲渡の概要

(1) 本事業の内容

本事業は、相続に係る各種手続をデジタル化するプラットフォーム事業であり、個人のお客様向けの「better 相続」及び会計事務所向けの「better 相続 for 会計事務所」の 2 つのサービス群により構成されております。

① better 相続（個人向け）

「誰でも簡単に相続手続きができる」というコンセプトのもと、従来は税理士、司法書士等の専門家にそれぞれ依頼する必要があった相続手続を、お客様ご自身が Web ブラウザ上で完結できるようにするサービスであります。2020 年のサービス開始以降、相続税申告をご自身で完結できる「better 相続申告」及び相続登記をご自身で完結できる「better 相続登記」を中核として、相続手続の全体像を無料でご確認いただける「better 相続手続きガイド」、生前の相続税試算及び対策検討をサポートする「better 相続申告 生前準備プラン」、相続した不動産の売却に際して提携する不動産事業者をご紹介します「better 相続不動産売却」等へとサービスを拡充してまいりました。

② better 相続 for 会計事務所（会計事務所向け）

会計事務所における相続税申告業務を支援するクラウドサービスであります。相続人へのヒアリング項目の

標準化、申告に必要な資料の自動リストアップと収集状況の管理、お客様とのオンラインでの資料授受、財産評価方法の解説表示、相続税額の試算、相続税申告書及び土地評価明細書の作成までを単一のシステム上で行うことができ、相続税申告業務の効率化・標準化及び顧客情報のクラウド化を実現するものであります。

(2) 本事業の経営成績

	本事業(a)	2025 年 9 月期連結実績(b)	比 率(a/b)
売 上 高	84 百万円	2,124 百万円	4.0%
売 上 総 利 益	84 百万円	1,132 百万円	7.4%
営 業 利 益	11 百万円	320 百万円	3.5%
経 常 利 益	11 百万円	324 百万円	3.4%

(3) 本事業の資産、負債の項目及び金額 (2025 年 9 月 30 日現在)

資 産		負 債	
項 目	帳簿価額	項 目	帳簿価額
流 動 資 産	21 百万円	流 動 負 債	13 百万円
合 計	21 百万円	合 計	13 百万円

(4) 譲渡価額及び決済方法

譲渡価格につきましては、相手方との合意により公表を差し控させていただきます。決済方法は現金決済を予定しております。

3. 相手先の概要

(1) 名 称	株式会社M I L I Z E		
(2) 所 在 地	東京都港区芝浦四丁目 1 2 番 3 8 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 田中 徹		
(4) 事 業 内 容	・ AI・ビッグデータサービス事業 ・ 個人資産形成支援事業 ・ 金融・市場サービス事業		
(5) 資 本 金	910 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	2009 年 4 月 27 日		
(7) 純 資 産	1,502 百万円		
(8) 総 資 産	2,027 百万円		
(9) 大株主及び持株比率	相手先の希望により非公表とさせていただきます。		
(10) 上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資 本 関 係	記載すべき事項はありません。	
	人 的 関 係	記載すべき事項はありません。	
	取 引 関 係	記載すべき事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	記載すべき事項はありません。	

4. 日 程

(1) 取締役会決議日	2026 年 9 月 28 日
(2) 契約締結日	2026 年 9 月 28 日
(3) 事業譲渡期日	2026 年 9 月 30 日 (予定)

※本事業譲渡は、会社法 467 条第 1 項第 2 号括弧書きに定める簡易事業譲渡に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行います。

5. 会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号）に基づき処理を行う予定であります。

6. 今後の見通し

本事業譲渡に伴い、2026 年 9 月期第 4 四半期会計期間の連結決算において、事業譲渡益 84 百万円を特別利益として計上する見込みであります。本件が当社の連結業績に与える影響につきましては現在精査中であり、今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上